

総会想定問答作成の際の留意点

——事業継続性, リスク評価・備え, 従業員の感染防止策等

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 塩崎彰久
Shiozaki Akihisa

弁護士 濱口耕輔
Hamaguchi Kosuke

多くの企業において、現在6月に開催予定の定時株主総会の準備を進めているところであるが、今年は例年想定される質問項目に加え、新型コロナウイルスに関連して株主から多くの質問が寄せられることが予想される。そこで本稿では、本年の定時株主総会において新型コロナウイルスに関連して株主から聞かれる可能性がある主要なテーマを取り上げ、想定問答を準備するうえでのポイントや留意点を紹介する。なお、本稿執筆時点である3月31日において新型コロナウイルスの感染拡大状況は日々大きく変化しており、6月総会の時点では本稿の前提が大きく変わったり、新たな質問テーマや留意事項が生じたりしている可能性もあるため、企業担当者においては、想定問答の準備にあたり、総会直前までのこまめな見直しとアップデートの必要性にご留意いただきたい。

I 新型コロナウイルスに関連して想定される主な株主質問テーマ

新型コロナウイルスの関連で株主から問われる可能性のあるテーマとしては、大別して以下の4点が想定される。①事業活動および業績への影響とBCP（事業継続性）の観点からの対策、②事前のリスク評価および備えの十分性、③役職員における感染者の有無および罹患予防のための方策、ならびに④株主総会の運営方法に関する質問である。

上記のうち、①と②のテーマはそれぞれ関連性を有している。すなわち、新型コロナウイルス感染拡大の事業活動および業績への悪影響が重大であればあるほど、事業継続やダメージコントロールのためにどのような対策をとったのかまたはとろうとしているのか(①)、また経営陣としてなぜそのような重大な悪影響を予見・対策することができなかつ

たのか(②)についての追及も厳しいものになることが予想される。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応については、各社において現在進行形で進んでいることから、総会用の想定問答を作成しつつ、そこで問われる株主の問題意識から逆算して、これから総会までの間に会社としてどのような対応や検討を進めておくべきかを洗い出し、ただちに実施に移していくことも重要な視点となる。以下、テーマごとに想定問答作成上のポイントおよび留意点につき概説する。

II 想定問答作成上のポイントと留意点

1 事業活動および業績への影響とBCP（事業継続性）の観点からの対策

新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク情報については、東京証券取引所からも早期開示の要請が出されており¹、事業活動

¹ 東京証券取引所「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」(<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20200318-01.html>)。

および業績への影響に関する質問についても、基本的には株主総会までに開示した内容に沿って回答することになろう。もっとも、感染拡大の終息の見通しが立たない状況において具体的な影響を正確に見通すことは難しいため、今後その前提に変動が生じた場合は速やかに開示するという姿勢を強調するとよいと思われる。また、新型コロナウイルスの影響により業績予想の下方修正を発表する企業の数も後を絶たず、この傾向は今後も拡大するものと思われるが²、株主からは、従前の予想値からの差異が生じた原因を具体的に説明するよう求められる可能性があるため、想定問答において準備しておくことが望ましい。

BCPについては業態により重点を置くべきポイントが異なるが、たとえば、サプライチェーンへの影響、国内外の工場の稼働停止等の製造活動への影響、店舗営業の休業や時間短縮、顧客や利用者の急激な減少等による営業活動への影響、サービス・イベント中止の影響等の観点から、BCPについていかなる措置を講じているのか説明できるよう、準備を進めておくことが肝要である。

なお、昨年1月に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、有価証券報告書における財務情報および記述情報の充実のため開示内容の見直しが行われ、事業等のリスク情報についてより具体的な記載が求められることになっている。それに加えて、金融庁は、本改正とは別に、昨年3月19日に「記述情報の開示に関する原則」および「記述情報の開示の好事例集」を公表している。事業等のリスク情報の開示の充実に係る内閣府令の改正は2020年3月期から適用されることになるので、想定問答においても、

このような開示の充実に向けた一連の流れを意識した回答を検討することが望ましい。

2 事前のリスク評価および備えの十分性

新型コロナウイルスの事業活動への影響が深刻な企業においては、事前にこのようなパンデミックに関するリスクを経営陣としてどのように認識していたのか、どのような備えをとっていたのかについて株主から厳しい質問がなされる可能性がある。すなわち、大会社等においては、取締役会（非取締役会設置会社では取締役）に内部統制システムの基本方針を決定することが義務づけられており（会社法348条4項、362条5項）、その内容の1つとして「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則98条1項2号、100条1項2号）があげられている。したがって、会社のリスク管理体制において、経営陣として平時から新型コロナウイルスのようなパンデミックリスクを想定していたか、それに対する予防措置を講じていたかが問われる。また、リスク管理に関する規程等が定められている場合には、当該規程に沿った運用がなされていたか、実際にどのような措置を講じたのか、それが有効に機能したのかどうか、仮に有効に機能しなかったのであればその原因はなにか、今後の有事への備えとして検討・改善すべき点があるか等についても具体的に問われる可能性があるため、事前に事実関係を整理しておくことが望ましい。

3 役職員における感染者の有無および罹患予防のための方策

株主からは、役職員における感染者の有無、および感染予防のための方策について質問される可能性がある。この点、役職員で新

² 帝国データバンク「新型コロナウイルスの影響による上場企業の業績修正動向調査（2020年3月25日時点）」（2020年3月27日）によれば、新型コロナウイルスの影響を受けて業績予想の下方修正をした上場企業は本年3月25日までに111社とされている。

新型コロナウイルス感染症に罹患した者の有無について回答するか、回答するとしてどの範囲で説明するかは一義的に決まるものではなく、感染の実態、企業のイメージや知名度、業態、事業に与える影響等をふまえたうえでの総合判断とならざるを得ない。もっとも、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している現状をふまえると、感染者が発覚した場合にそれを一切公にしない対応は困難と思われ、実際、役職員から感染者が出た場合に対外公表している企業が多いようである。もっとも、特定の役職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したという情報は要配慮個人情報に該当する（個人情報保護法2条3項、同法施行令2条2号）。したがって、特段の事情がなければ、本人や家族のプライバシーに配慮し、氏名や役職名など、個人が特定されるような形で回答することは避けるべきであり、株主への説明責任の観点からは、感染者の概数（および時期）を回答すれば足りるであろう。



また、役職員の感染を防ぐための対策に関する質問についても備えておく必要がある。具体的には、テレワークや時差出勤の実施状

況、会議の実施方法や出張に関する方針、および出社時の検温報告や衛生管理の方針については回答を準備しておくべきである。特に社内で二次感染を起こしたり、多くの従業員の感染が確認されたりした企業においては厳しい質問が予想されるため、従業員への安全配慮義務の観点からも十分な対策を今から積み上げておくことが望ましい。

4 株主総会の運営方法に関する質問

このほか、株主からは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた株主総会の運営方法に関する質問がなされることが予想される。具体的な運営方法の説明については誌幅の関係上割愛するが、基本的には、会場設営上の措置、議事運営の迅速化・効率化の工夫等、各社が講じている内容をふまえて回答すれば足りるであろう。具体的な運営方法について、事前に議長から説明したり、それを記載した書面を株主に配布したりすることも考えられる。また、インターネットを利用した株主総会を実施する企業も多いと思われ、それへの取組みについても質問が及ぶ可能性がある³。

³ インターネットを利用した株主総会の実施については、経済産業省が2020年2月26日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」で論点が整理されている。

好評発売中！		「法務の技法」シリーズ		中央経済社
第1弾 『法務の技法 [第2版]』	第2弾 『国際法務の技法』	第3弾 『法務の技法 (OJT編)』	第4弾 『経営の技法』	
				
芦原一郎〔著〕 3,520円(税込)	芦原一郎、名取勝也、松下 正〔著〕 3,080円(税込) ※現在品切れ中	芦原 一郎〔編著〕 3,520円(税込)	久保利英明、野村修也、芦原一郎〔著〕 3,520円(税込)	